

③

山田秀典君碑

明治16年（1883）4月 建立
 「建立者」青森県職員 ほか
 「題字・書」土肥直康

【解説】

明治初期の県令（県知事）であった山田秀則（1836～1882）の功績を称えるとともに、若くして亡くなったことを悼んだ当時の人々が建立した石碑です。

山田は、熊本藩士の家に生まれて、維新政府の十三等出仕となります。内務省土木寮・土木権頭に就任、新川県（現在の富山県）権令に転じ、同県令に昇進します。その後、明治9年（1876）年8月に青森県令に就任します。

県令時代には、馬耕や養蚕、藍・麻栽培の普及など産業の発展に尽力するほか、合浦公園を整備する水原衛作を行政面で支援も行っていました。

山田の死後石碑を建立するにあたっては、合浦公園と水原の所縁を踏まえ、合浦公園内に建設することになったとされています。

石碑は建立当時は「三誓の松」と並び称されていた「相性の松」の下に建てられていましたが、大正10年（1921）の暴風により松は折れ、石碑も倒伏してしまったことから、現在の場所に建替えられたとされています。



【石碑に彫刻されている文字】

（前面）

故青森縣令正五位山田秀典君碑

（裏面）

嗚呼故青森縣令山田君盡心於民事其功未終中道而沒矣悲夫君諱秀典熊本縣土族維新之際起身於治河之員歷土木之職任新川縣令皆有聲績明治九年遷青森縣君就任之始直巡視管内見土地荒漠人煙稀疎勸民以馬耕民未知其利多系肯者君謂是非口舌之所及也乃聘老農於肥後身親誘之果見功效至是馬耕大行又察教育之未遍由學資之匱少設置學田若干其法蓋使為父兄者共墾不毛之地以其收穫充子弟學資民皆便之由是教育盛行其他創牧場開新道諸所作興皆得其宜君又憂縣民之進取之氣山海多遭利嘗作歌示其意聞者往往感奮焉其勞心於民事如此君赴任之歲車駕東巡親問政治越六年又幸干北海道君每逢迎恪勤奉以質素佐々木一等侍補嘗奉命巡察東奧諸縣還具奏君治績上嘉之會內務省牒地方長官來集君赴之遽病卒於東京享年四十七實十五年一月六日也卒之前一日敍正五位計聞賜祭料金一千圓建碑料金一百圓君為人質直好義與人系苛遇事勉強無撓不喜虛飾浮文以實行自懋其汲汲於職務進而不己者在朝君子皆稱之不幸蚤逝青森縣官及縣人謀建石以志不諼也以余與君同國來請碑文因錄梗槩以酬其志併表余追惜之意云

明治十六年癸未四月

一等侍講正五位勲三等

元田永孚 撰
 土肥直康 書
 井龜泉 鐫